

# エクステリア・外構保証基準

## 保証内容

### ◇保証期間

保証期間はお引渡し日から次の保証項目一覧表に定める期間とします。  
設備及び工作物などメーカーと保守契約を締結したものについては、当該メーカーの定める保証期間とします。

### ◇保証期間内の補修

保証期間内に瑕疵があらわれ、当社がそれを認めた場合は、無償で当該部品の補修または取替えをいたします。  
なお、設備及び工作物などのうち、保証があるものについては、当該メーカーの定める保証内容によります。

### ◇保証期間終了後の補修

保証期間終了後はお申し出により、補修、部品交換を有償にて承ります。  
但し、製品打ち切り部品については代替え案を提案させていただきます。

### ◇その他

後述の共通免責事項及び表中の特定免責事項に該当する事項につきましては保証責任を負いかねます。  
また工事請負契約における当該工事の目的物または施工箇所以外の土地もしくは家屋の部分、または工作物に生じた瑕疵につきましても保証責任を負いかねます。

区分	保証対象	保証の対象となる現象	特定免責事項	保証期間
地下車庫	主要構造体で構造強度に影響を及ぼす変形、損傷及び亀裂	使用上支障を生じる著しい沈下、亀裂		10年
擁壁	主要構造体で構造強度に影響を及ぼす変形、損傷及び亀裂	使用上支障を生じる著しい沈下、亀裂		10年
コンクリートブロック造塀	構造強度に影響を及ぼす変形、損傷及び亀裂	使用上支障を生じる著しい沈下、亀裂		5年
組積造塀	構造強度に影響を及ぼす変形、損傷及び亀裂	使用上支障を生じる著しい沈下、亀裂		2年
土間コンクリート	コンクリート	使用上支障を生じる著しい沈下、亀裂	収縮亀裂・すきまの発生、白華	2年
門扉・フェンス	作動、表面キズ	開閉などに支障を生じる著しい反り、変形、損傷、腐食、腐朽。施錠不良等部品故障	基準を超える積雪に起因するもの。設計時に予想しなかった負荷に起因するもの。	2年
テラス	作動、表面キズ	開閉などに支障を生じる著しい反り、変形、損傷、腐食、腐朽。施錠不良等部品故障	基準を超える積雪に起因するもの。設計時に予想しなかった負荷に起因するもの。	2年
サンルーム	作動、表面キズ	開閉などに支障を生じる著しい反り、変形、損傷、腐食、腐朽。施錠不良等部品故障	基準を超える積雪に起因するもの。設計時に予想しなかった負荷に起因するもの。	2年
カーポート	作動、表面キズ	開閉などに支障を生じる著しい反り、変形、損傷、腐食、腐朽。施錠不良等部品故障	基準を超える積雪に起因するもの。設計時に予想しなかった負荷に起因するもの。	2年
木製濡れ縁	仕上げ及び取付け	使用上支障を生じる著しい素材の変質、変形、反り、すきま及びゆるみ	設計時に予想しなかった負荷に起因するもの。	2年
木製デッキ	仕上げ及び取付け	使用上支障を生じる著しい素材の変質、変形、反り、すきま及びゆるみ	設計時に予想しなかった負荷に起因するもの。	2年
木製パーゴラ	仕上げ及び取付け	使用上支障を生じる著しい素材の変質、変形、反り、すきま及びゆるみ	設計時に予想しなかった負荷に起因するもの。	2年
石張り	仕上げ材	使用上支障を生じる著しいひび割れ、剥離	収縮亀裂、白華	2年
レンガ張り	仕上げ材	使用上支障を生じる著しいひび割れ、剥離	収縮亀裂、白華	2年
タイル張り	仕上げ材	使用上支障を生じる著しいひび割れ、剥離	収縮亀裂、白華	2年
塗り	モルタル	使用上支障を生じる著しいひび割れ、剥離	収縮亀裂、白華	1年
塗装	仕上げ面	使用上支障を生じる著しいひび割れ、剥離	収縮亀裂、白華	1年
植木・芝生	植栽	枯死	通常予測される散水、消毒、施肥状態と著しく異なる管理に起因するもの。	1年 但し、植替は1回の。

## 共通免責事項

- ・ 当社が関与しないで、お引渡し後に行われた補修、改装、増改築工事及び設備工事に起因するもの。
- ・ メーカーの取扱い説明書に示されている、正しい取扱い方法、維持管理が行われていない事に起因するもの。
- ・ 通常予測される状態と著しく異なる使用、管理に起因するもの。
- ・ 注文者が支給または注文者の指示により採用した材料や機器類及びこれに起因するもの。
- ・ 注文者または第三者の故意または過失に起因するもの。
- ・ 地震・津波・噴火・暴風雨・洪水・積雪・凍結・竜巻・落雷等の天災・自然現象に起因するもの。
- ・ 火災・爆発・暴動など外部要因に起因するもの。
- ・ 敷地周辺にわたる地盤地形の変動、地割れまたは土砂崩れなどに起因するもの。
- ・ 公害・塩害など周辺の環境に起因するもの。
- ・ 近隣の土木工事や建築工事に起因するもの。
- ・ 素材の自然特性または材料の経年変化に伴う自然劣化に起因するもの。  
(シミ、汚れ、摩滅、カビ、変質、変色、サビまたはコンクリート・木材などの材質的収縮・膨張による軽微なひび割れ、反りなど)
- ・ 契約時実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれに起因するもの。